2/17 東新

論説

2023・2・17

安保法制判決

「軍拡ノー」の声に耳を

「安保法制は違憲」と断えた裁判で東京高裁は原告の求めを退けた。「台湾有事！」などが語られ、軍事力拡大が既成事実化する現在だ。司法は戦争の危険性を直視して憲法判断に踏み込んでほしい。

「平和を求め軍拡を許さない女たちの会」の集会が八日、東京・永田町の衆院議員会館内で開かれ、法政大前総長の田中優子さんや東京大名誉教授の上野千鶴子さんらが次々とマイクを握った。

「政府は戦争を回避する外交努力をしているのか！」「戦時体制は生活を追い詰める！」などと…。

「反撃能力（敵基地攻撃能力）の保有や防衛費倍増を明記した安保関連三文書が閣議決定された。岸田文雄内閣が打ち出す政策は軍拡路線である。それに抵抗して『女たちの会』が『軍拡予算は生活破壊だ』『子どもたちの未来に平和を！』などと訴え、戦争を心配するのも当然の心情と受け止める。

その起点となったのが、集団的自衛権の行使容認という憲法解釈の変更であり、それを導いた安全保障法制である。日本が攻撃されていないのに、他国軍のために自衛隊が出動する―。その禁し止めを求めた訴訟で、「具体的危険性が立証されていない」などとして、東京高裁は訴えを退けた。

同種の訴訟は全国で計二十六件あるが、原告敗訴が続いている。だが、他国の武力紛争に自衛隊が介入するのは明らかに憲法九条に基づく「専守防衛」の枠をはみ出していよう。憲法学者が「憲法解釈の変更に明白な違憲性が認められる」と意見書で述べているのに、高裁が「憲法判断を行う必要がない」と一刀両断し、「原告敗訴」とすることは疑問だ。

「司法が見逃せば、憲法秩序の崩壊が起きるからだ。さらに、いったん戦争が起これば、国民の生命や財産に不可逆的で深大な被害が発生する。「具体的危険」や「法益侵害」が目に見えた時は、もはや手遅れといえる。

仮に危険を確実に予測しえない場合でも「事前配慮原則」という考え方がある。例えば廃棄物を海洋投棄すれば、深刻な環境破壊が起きるから、予防的に国際条約で規制しているわけだ。

専守防衛から明白に逸脱した現状に対しては、「事前配慮原則」に即して、能動的に司法権を行使するべきではないだろうか。裁判所こそ「軍拡ノー」の女性たちの声に耳を傾けるべきである。